

しょうがいしゃしえんしせつ だい えん
障害者支援施設 第1しょうせい苑

しせつにゆうしょ せいかつかいご
施設入所・生活介護

じゅうようじこうせつめいしょ
重要事項説明書



もく じ 目 次

1. 経営主体^{けいえいしゅたい} 3 ページ
2. 利用施設^{りようしせつ} 4 ページ
3. サービスの目的・運営方針^{もくてき うんえいほうしん} 4 ページ
4. サービスに係わる施設・設備等の概要^{かか しせつ せつびとう がいよう} 5 ページ
5. サービス提供職員の設置状況^{ていきょうしょくいん せっちじょうきよう} 7 ページ
6. サービス提供内容^{ていきょうないよう} 8 ページ
7. 利用料金^{りようりょうきん} 12 ページ
8. 利用者の記録及び情報の管理^{りようしゃ きろくおよ じょうほう かんり} 13 ページ
9. 緊急時の対応^{きんきゅうじ たいおう} 13 ページ
10. 医療機関について^{いりょうきかん} 13 ページ
11. 要望・苦情等申立先及び
虐待防止に関する相談窓口^{ぎゃくたいぼうし かんするそうだんまどぐち} 14 ページ
12. 非常災害時の対応^{ひじょうさいがいじ たいおう} 16 ページ
13. 当事業所ご利用に際しご留意いただく事項^{どうじぎょうしょ りよう さい りゅうい じこう} 17 ページ



していしょうがいしゃしえんしせつ
 指定障害者支援施設

だい えん しせつにゆうしよ せいかつかいごじゅうようじこうせつめいしょ
 第1しょうせい苑 施設入所・生活介護重要事項説明書

あなたに対する指定障害者支援施設サービスの提供にあたり、厚生労働省令第172号

第7条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要な事項です。

けいえいしゅたい
 1. 経営主体

めいしょう 名称	しゃかいふくしほうじん しょうせいえん 社会福祉法人 松星苑
しょざいち 所在地	やまぐちけんくだまつしいくのや みなみ 山口県下松市生野屋南 1-12-1
でんわばんごう 電話番号	0833-45-2425
FAXばんごう FAX番号	0833-44-8919
ホームページアドレス	http://www.shouseien.net
メールアドレス	dai2shou@kvision.ne.jp
だいひょうしゃしめい 代表者氏名	りじちやう ほんだただかた 理事長 原田正剛
せつりつねんがつび 設立年月日	しょうわ ねん がつ か 昭和51 (1976) 年6月7日
ほうじん えんかく 法人の沿革	<p>しょうわ ねん しゃかいふくしほうじん しょうせいえん せつりつ 昭和51 (1976) 年 社会福祉法人 松星苑 設立</p> <p>しょうわ ねん ちてきしょうがいしゃこうせいしせつ せつりつ げんだい えん 昭和52 (1977) 年 知的障害者更生施設 しょうせいえん設立 (現第1しょうせい苑)</p> <p>しょうわ ねん ちてきしょうがいしゃこうせいしせつ つうしよぶ かいせつ 昭和58 (1983) 年 知的障害者更生施設 しょうせいえん通所部 開設</p> <p>しょうわ ねん みんかんせいかつ かいせつ げん しょうがいしゃ しょうせいえん だい 昭和59 (1984) 年 民間生活ホーム開設 (現 障害者グループホーム松星苑 第1ホーム)</p> <p>しょうわ ねん みんかんせいかつ ふくし いこう 昭和60 (1985) 年 民間生活ホームをミニ福祉ホームへ移行</p> <p>へいせいねん ねん ふくし しょうせいえんだい いこう 平成元 (1989) 年 ミニ福祉ホームを松星苑第一グループホームへ移行</p> <p>へいせい ねん しょうせいえん だいに かいせつ げん しょうがいしゃ しょうせいえん だい 平成 4 (1992) 年 松星苑 第二グループホーム開設 (現 障害者グループホーム松星苑 第2ホーム)</p> <p>へいせい ねん ちてきしょうがいしゃこうせいしせつ だい かいせつ げん だい えん 平成 11 (1999) 年 知的障害者更生施設 第2しょうせいえん開設 (現 第2しょうせい苑)</p> <p>へいせい ねん だい えん だい えん しょうせいえんだい しょうせいえんだい 平成 17 (2005) 年 第1しょうせい苑・第2しょうせい苑・松星苑第1グループホーム・松星苑第2グループホームへ名称変更 松星苑第3グループホーム 開設</p> <p>へいせい ねん しょうせいえんだい だい しょうがいしゃじりつしえんほうしこう しょうがいしゃ 平成 18 (2006) 年 松星苑第1～第3グループホームを障害者自立支援法施行により障害者グループ・ケアホーム松星苑に移行</p> <p>しょうだんしえん かいせつ 相談支援センターしょうせい苑 開設</p> <p>へいせい ねん しょうがいしゃ しょうせいえんだい かいせつ 平成20 (2008) 年 障害者グループ・ケアホーム松星苑第4ホーム 開設</p> <p>へいせい ねん しょうがいしゃじりつしえんほう だい えんおよ だい えん しょうがいしゃしえんしせつ いこう 平成23 (2011) 年 障害者自立支援法に基づき第1しょうせい苑及び第2しょうせい苑を障害者支援施設へ移行</p> <p>へいせい ねん しょうがいしゃさうごうしえんほう もと しょうせいえん いこう 平成26 (2014) 年 障害者総合支援法に基づき 松星苑グループホームへ移行</p> <p>へいせい ねん しょうりゅうけいぞく がたじぎょうしよ えん かいせつ 平成27 (2015) 年 就 労継続B型事業所 ゆたか苑 開設</p>
ほうじん とくしよく 法人の特色	あい きほんりねん しせつ とくしよく い ちてきしょうがいしゃ こ こ じんかく そうちやう えんじよしえん つう かのう 「愛」を基本理念とし、それぞれの施設が特色を生かし、知的障害者の個々の人格の尊重と、援助支援を通じて可能な限りの生活自立および社会自立と社会参加を図り、地域福祉への貢献にも努めます。



ほうじん しょゆう 法人が所有 する施設	しょうがいしゃしえんしせつ だい えん せいかつかいご しせつにゆうしよしえん たんきにゆうしよなど 障害者支援施設 第1しょうせい苑 (生活介護・施設入所支援・短期入所等) しょうがいしゃしえんしせつ だい えん せいかつかいご しせつにゆうしよしえん たんきにゆうしよなど 障害者支援施設 第2しょうせい苑 (生活介護・施設入所支援・短期入所等) しょうがいしゃ 障害者グループホーム松星苑 (共同生活援助) そうだん しえん えん そうだんしえん 相談支援センターしょうせい苑 (相談支援) しゅうろうけいぞく ねん じきょうしよ せん せん 就労継続B型事業所 ゆたか苑 (就労継続B型)
----------------------------	---

2. 利用施設

じぎょうしよ しゅるい 事業所の種類	していしょうがいしゃしえんしせつ 指定障害者支援施設
じぎょうしよ 事業所の名称	だい えん 第1しょうせい苑
じぎょうしよ しょざいち 事業所の所在地	やまぐちけんくだまつしいく の やみなみいつちようめ ばん ごう 山口県下松市生野屋南一丁目7番11号
じぎょうしよばんごう 事業所番号	3 5 1 5 3 0 0 0 2 2
していび 指定日	へいせい ねん がつ にち 平成23 (2011) 年10月 1日
でんわばんごう 電話番号	0 8 3 3 - 4 3 - 9 8 1 0
ばんごう ファックス番号	0 8 3 3 - 4 3 - 7 3 0 0
ホームページアドレス	http://www.shouseien.net/1syousei/
メールアドレス	syouseien@kvision.ne.jp
かんりしゃ 管理者	しせつちよう ひろつ とおる 施設長 弘津 亨
サービス管理責任者	おかもと ひでき ひろつ とおる 岡本 英樹・弘津 亨
サービスの 実施地域	くだまつし しゅうなんし ひるまじし 下松市・周南市 (昼間実施サービス) しせつにゆうしよしえん たんきにゆうしよ じしちいき せいげん ※施設入所支援・短期入所は実施地域の制限はありません
しゅ たいしょうしゃ 主たる対象者	ちてきしょうがいしゃ 知的障害者
じぎょうおよ いていん 事業及び定員	しせつにゆうしよしえんじぎょう 50名 施設入所支援事業 せいかつかいごじぎょう 67名 生活介護事業 たんきにゆうしよじぎょう 3名 短期入所事業 にちちゆういちじしえん ひがえ 7名 日中一時支援 (日帰りショート)
かいせつねんがつび 開設年月日	しょうわ ねん がつ にち 昭和52 (1977) 年7月 1日

3. サービスの目的・運営方針

(1) 目的

しせつにゆうしよしえんじぎょう せいかつかいごじぎょう たいしょうしゃ たいし とうしせつ にちちゆうかつどう
 施設入所支援事業、または生活介護事業の対象者に対し、当施設において日中活動と
 あわ やかんなど にちちゆうかいご しょくじ かいごとう ていきよう もくてき しょうがいしゃ
 併せて、夜間等における入浴、排泄、食事の介護等を提供することを目的として、障害者
 しせつ ひつよう ていきよう おこな
 施設において必要なサービスの提供を行います。



(2) 運営方針

「愛」を運営理念とし、次に掲げる方針により運営します。

- ① 利用者一人ひとりのニーズとエンパワメントを尊重し、「個別支援計画」に沿ったより質の高い支援を通して、より自立した豊かな社会生活が営めるように支援します。
- ② 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたつて施設障害福祉サービスを提供するように努めます。
- ③ できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町、指定障害者支援施設や障害福祉サービス事業者を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- ④ 「障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年9月29日厚生労働省令172号)に定める内容の他、各関係法令を遵守し事業を実施します。

4. サービスに係わる施設・設備等の概要

(1) 施設

こうぞうおよ めんせき 構造及び面積	本館：鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根2階建 1階 81.12 m ² 2階 1489.55 m ² 3階 136.11 m ² 作業棟本館：鉄骨造スレート・鉄板葺平屋建 174.15 m ² あおぞら・陶芸作業室：鉄筋コンクリート・鉄骨造スレート葺2階建 (1階は倉庫、2階は作業室) 1階 47.60 m ² 2階 85.40 m ² 陶芸用釜場室：軽量鉄骨造スレート葺平屋建 24.29 m ² 倉庫・染色室：軽量鉄骨造スレート葺平屋建43.20 m ²
-----------------------	---

(2) 居室

居室の種類	室数		備考
個室	1	4	押し入れ・タンス・靴箱・収納棚・エアコン・完備。テレビ持ち込み可
2人部屋	1	8	押し入れ・タンス・靴箱・収納棚・エアコン・完備。テレビ持ち込み可
3人部屋	1		押し入れ・タンス・靴箱・収納棚・エアコン・完備。テレビ持ち込み可
団らん室	6		収納棚・エアコン・テレビ・完備。



(3) その他の設備

せつび しゅるい 設備の種類		しつすう 室数	びこう 備考
ほんかん 本館	しょくどう 食堂	1	79.20 m ²
	そうだんしつ 相談室	1	31.04 m ² わしつ 和室
	よくしつ だつじょう 浴室 (脱衣場)	2	48.83 m ² だんじょかく しょ だつじょう 男女各1か所 (脱衣場エアコンあり)
	いむしつ 医務室	1	18.98 m ²
	せいようしつ 静養室	2	39.96 m ² いむしつ およ じょせいとう しょ 医務室及び女性棟1か所
	かいぎしつ 会議室	1	25.94 m ²
	トイレ	10	だんせいとう しょ うち しょしんしょうよう 男性棟3か所 (内1か所身障用) じょせいとう 2 かしょ うち しょしんしょうよう 女性棟2か所 (内1か所身障用) かんりとう 3 かしょ よくしつだつじょう 2 かしょ 管理棟3か所 浴室脱衣場2か所
	ショートステイしつ 室	2	だんじょかく へや 男女各1部屋
	せんめんじょ 洗面所	4	だんじょかく しょ 男女各2か所
	たもくてきしつ 多目的室	2	わしつ ようしつ だいどころ よくしつ 和室 洋室 台所 浴室 トイレ
ふれあいホール	たもくてき 多目的ホール	1	99.96 m ²
	ちょうりば 調理場	1	ガスコンロ設置
	トイレ	2	だんじょかく 1 かしょ 男女各1か所
さぎょうどう 作業棟	さぎょうしつ 作業室	5	
	じゅんびしつ 準備室	1	とうげいじゅんびしつ じゅんびしつ 陶芸準備室 あおぞら準備室
	トイレ	3	だんじょかく 1 かしょ しんしょうよう 男女各1か所と身障用

とうじぎょうしょ ことせいろうどうしやう さだ していきじゆん じゆんしゆ いじやう しせつ せつび せつち
当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、以上の施設・設備を設置しています。

※せんかんれいだんぼうかんび
※全館冷暖房完備で、スプリンクラー等の防火設備を完備しています。

※しせつ たいしんこうぞう じしんじ ひなんばしょ びあくしよくりやうなど
※施設は耐震構造で、地震時の避難場所、備蓄食糧等備えています。

5. サービス提供職員の設置状況

(1) 職員体制



しよくしゆ 職 種	しよくいんすう 職 員 数	くぶん 区 分				じょうきんかんざん 常 勤 換 算	びこう 備 考
		じょうきん 常 勤		ひじょうきん 非 常 勤			
		せんじゆう 専 従	けんにん 兼 任	せんじゆう 専 従	けんにん 兼 任		
し せつ ちよう 施 設 長	1		1			1. 0	ふくしせんもんしよくしかくなど 福祉専門職資格等
かんりせきにんしや サービスマニージャー	2	1	1			1. 2	かんりせきにんしよくしかくなど サービスマニージャー資格等
いし 医師 (嘱託医)	1			1		0. 1	いし 医師
かんごし 看 護 師	2	1		1		1. 4	かんごししかく かくしせんもんしよく 看護師資格・福祉専門職 資格等
じむいん 事 務 員	2	2				1. 8	かくしせんもんしよくしかくなど 福祉専門職資格等
せいかつしえんいん 生活支援員	3 1	1 9	2	9	1	2 4. 5	かくしせんもんしよくしかくなど 福祉専門職資格等
えいようし 栄 養 士	1	1				1. 0	かんりえいようししかく 管理栄養士資格
ちようりいん 調 理 員	7	4		3		5. 5	ちようりしめんきよ 調理師免許
かんり 管理	3				3	0. 6	

とうじぎょうしよ とうせいろうどうしよ さいだ していきじゆん じゆんしゆ していしょうがいふくし ていきよう
当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、指定障害福祉サービスを提 供する
しよくいん じょうき しよくしゆ しよくいん はいち
職員として、上記の職種の職員を配置しています。

じょうきんかんざん しよくいん しゆう きんむの じかんすう そうすう とうじぎょうしよ じょうきん
常勤換算とは、職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤
しよくいん しよていきんむじかんすう しゆう じかん じよ かず
職員の所定勤務時間数（週40時間）で除した数です。

(2) しよくいん きんむたいせい
職員の勤務体制

しよく 職	しゆ 種	きん 勤	む 務	たい 体	せい 制
----------	---------	---------	--------	---------	---------



施設長	8:15~17:00
サービス管理責任者	8:15~17:00
看護師	8:15~17:00
事務員	早日勤 (8:00~16:45) 遅日勤 (8:45~17:30)
生活支援員	日勤 (8:15~17:00) 早出 (7:00~15:45) 遅出 (11:30~20:15) <土曜日・休日遅出 (9:00~17:45)> 夜勤 (16:00~翌9:30)
栄養士	8:15~17:00
調理員	早出 (5:45~14:30) 日勤 (8:15~17:00) 遅出 (10:15~19:00)

※勤務時間は必要に応じて、都度変更いたします。

(3) 日中活動の営業日と営業時間

- ① 営業日 平日の月曜日から金曜日及び一部の土曜日です。ただし、12月30日から1月3日を除きます。
- ② 営業時間 午前8時15分～ 午後4時15分

6. サービス提供内容

※全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。当事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者及びその保護者等の同意をいただきます。尚、「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

(1) 介護給付費対象サービス内容

- ① 相談等
利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。更に、利用者が、当施設以外において昼間における障害福祉サービスの利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整等に必要な支援を実施します。



- ② 保護
 利用者の身体及び周辺環境等に応じて必要な保護を行います。
- ③ 介護
 利用者の状況に応じて適切な技術をもって整容、更衣、排泄等生活全般にわたる支援等を行います。
- ア、食事
 利用者の身体状況や能力、健康状態等に応じて、適切に食事ができるように支援します。
- イ、入浴
 平日営業日には毎日入浴支援を行います。休日は希望によりシャワー浴等実施します。(連休については男女共一日は実施します。)
- ウ、排泄
 利用者の状況に応じて適切な排泄支援を行うとともに、排泄の自立に向けた個別支援を行います。
- エ、睡眠
 快適な睡眠ができるように支援します。
- オ、起床・就寝
 起床時間は午前7時、就寝時間は午後10時を目安に、生活のリズムに乗れ、規則正しい生活が送れるように支援します。
- カ、衣類調整、着脱衣
 必要に応じて介助、確認を行うとともに、季節や気温に合った着衣の支援をします。外出時など、場に応じた服装ができるように支援を行います。
- キ、整容
 個性を尊重しながら、清潔と健康が保てるよう、適切な支援をします。
- ク、洗濯
 利用者の状況、希望に応じて支援をします。
- ケ、掃除・整理整頓
 清潔な環境で生活できるように適切な支援をします。衣類や持ち物の収納・管理が適切にできるように支援・介助をします。
- コ、移動
 利用者の身体状況に応じて、適切な支援を行います。
- ④ 健康管理
 日常生活上必要な健康状態の確認や服薬、その他の必要な医療的管理を行います。また、嘱託医及び協力医療機関との連絡調整・健康保持のための適切な支援を行います。
- ⑤ 服薬管理



医師からの処方による薬については、看護師の管理のもと、医師の指示に従い、必要な支援を行います。ただし、原則として医師から処方された薬以外お預かりできません。

⑥ 安全面

安全・安心・快適さ確保のため、事業所内外、周辺の環境整備に心がけ、防災には自助・互助・公助の精神で、地域関係諸機関とも連携して取り組みます。

⑦ 日中活動

創作的活動（陶芸グループ・あおぞらグループ・創作グループにて軽作業や体力身体機能維持の為の活動の機会を提供します）、グループ別活動、クラブ活動、リフレッシュ活動、自治会活動、社会生活支援活動などを行い、利用者が主体性を持ち、充実した生活が送れるように支援します。

<創作的活動の収益について>

創作的活動における収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃及び教養娯楽費の支出に充当します。

⑧ 余暇活動

余暇活動への支援として地域行事等の情報を提供します。また、日々の生活の中で趣味、興味に配慮し、個々に応じた支援をします。

⑨ 社会生活支援活動

苑外奉仕で近隣の清掃活動を行ったり、様々な体験学習や福祉健康祭への参加など地域での行事等の参加について支援をします。

2) 給付費対象外サービス

① 食事サービス

栄養のバランスと利用者の身体状況を考慮し、幅広い献立による食事を提供します。

ア、食事代

利用者が、施設で提供する食事をされた場合に係る料金は次のとおりです。

朝食	280円	(低所得180円)	特別食実費
昼食	620円	(低所得320円)	特別食実費
夕食	482円	(低所得320円)	特別食実費

イ、食事時間

朝食	7時40分	から
昼食	11時40分	から
夕食	17時30分	から (休日は17時00分から)

② 光熱水費 (入所のみ)

378円 / 利用日1日あたり《使用量に関わらず、施設を利用された日数分(日中夜間に限らず)の金額をいただきます。》



- ③ 創作的活動及びクラブ活動
 余暇活動の一環として行う、創作的活動やクラブ活動を行う上で必要な費用については、利用者に負担していただくことが適当な費用は、実費を負担していただきます。
- ④ 日常生活上必要となる諸経費
 日用品費、保健衛生費、教養娯楽費等、利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担していただくことが適当な費用は、実費を負担していただきます。施設で準備する日用品は以下のとおりです。
- ・ トイレトペーパー
 - ・ 洗体、手洗い石鹸、シャンプー
 - ・ 洗濯洗剤
 - ・ トイレ、流し台の掃除用洗剤
- ⑤ 社会生活上の便宜の供与等
 日常生活に必要な行政機関等への手続き事務等については、利用者またはその身元引受人が行うことが困難な場合、可能な範囲において利用者、身元引受人の要望に基づいて代行し、かかる費用をいただきます。
- ⑥ 貴重品管理
 小遣い等を管理します。(通帳管理を含む)管理手数料は無料です。
- ⑦ 健康診断
 ア、無料で年2回の定期健康診断を実施いたします。
 イ、定期の健康診断に含まれない生活習慣病検査、がん検診等は、利用者の希望により、嘱託医と相談の上実施することとし、費用につきましては実費を利用者負担とさせていただきます。
 ウ、インフルエンザ予防接種については、利用者希望により実施することとし、費用につきましては実費を利用者負担とさせていただきます。
- ⑧ サービス提供記録等のコピー代
 サービス提供記録のコピーに関しては無料です。
- ⑨ 各種証明等の発行代
 在苑証明書、預かり金証明書等各種証明書の発行は無料です。ただし、個別発送に關しては切手代等実費をいただきます。

7. 利用料金

- (1) 介護給付費対象サービス内容の料金
 介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定め



る基準により算出した額)のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。(定率負担又は利用者負担額を言います)

尚、定率負担又は利用者負担額の軽減等(補足給付及び低所得者の負担軽減措置等)が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 介護給付費対象外サービス内容の料金

上記「介護給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) 食事のキャンセル料について

利用者がサービス利用取り消し(キャンセル)する場合は、利用予定日の3日前までに申し出のない場合はキャンセル料をいただきます。

※キャンセル料(食事の原材料実費相当額): 朝食 180円 昼食 320円 夕食 320円

(4) 利用料金のお支払方法

前記(1)、(2)の料金は1か月ごとに計算し、当該サービスの提供月の翌月10日までに請求しますので、原則として当該サービス提供月の翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払ください。尚、可能な限り(ウ)による方法をお願いいたします。

(ア) 当事業所窓口での現金支払い(平日の8:30~17:00とさせていただきます。)

(イ) 下記指定口座への振り込み

山口銀行(金融機関コード:0170)

花岡支店(支店コード:063)

預金種別:普通預金 口座番号:73694

口座名義:社会福祉法人 松星苑 第1しょうせい苑

理事長 原田 正剛

(フリガナ):フク ショウセイエン ダイイチショウセイエン

リジチョウ ハラダ タダカタ

(ウ) ゆうちょ銀行口座からの口座振替

口座振替の登録をされた方については、当該サービス提供月の翌月21日(ゆうちょ銀行休業日の場合は翌営業日)に振替させていただきます。残高不足等により振替ができない場合は、同月26日(ゆうちょ銀行休業日の場合は前後営業日)に再振替をさせていただきます。再振替においても残高不足等により振替ができない場合は、当該サービスの提供月の翌々月末日までに当事業所窓口での現金支払い(平日の8:30~17:00とさせていただきます)とさせていただきます。

8.利用者の記録及び情報の管理

(1) 利用者へのサービス向上に関する事業者におけるサービス会議や他の事業者との



連絡調整及び緊急時における病院等への連絡などにおいて情報提供が必要となる場合があるため、それらについては別紙「個人情報提供同意書」に基づき対応いたします。事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理します。また、記録及び情報については契約終了後5年間保管します。閲覧、複写ができる窓口業務時間は、平日の 8:30~17:00です。

※土曜日でも対応できる日がありますので事前にお問い合わせ下さい。

- (2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業者及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は、「個人情報提供同意書」による利用者の同意に基づき情報提供をいたします。

9. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には速やかに医療機関への連絡等を行います。医療機関への受診の必要が発生した場合は、マニュアルに基づき速やかに対応いたします。家族の方への緊急連絡も併せて行います。

10. 医療機関について

- (1) 当事業所の嘱託医師

医師名 (病院名)	診療科	診察日
よしだ のぶる おおたびょういん 吉田 延 (大田病院)	せいしんか しんけいか 精神科・神経科	ずいじ 随時

- (2) 当事業所の協力医療機関

医療機関	院長名	診療科目	所在地	電話番号
しゅうなんきねんびょういん 周南記念病院	たけしげもとひろ 竹重元寛	そうごう 総合	下松市生野屋南1丁目10番1号	0833-45-3330
くろかわびょういん 黒川病院	くろかわけんすけ 黒川健甫	のうげか しんけいないか 脳外科・神経内科	しゅうなんしごつきちやう 周南市五月町 8-19	0834-32-2015

- (3) 当事業所の協力歯科医療機関

医療機関	院長名	所在地	電話番号
はらだし かいいん 原田歯科医院	はらただかた 原田正剛	くだまつしみなはなおか 下松市南花岡6-9-12	0833-43-1010

※上記の他、下記の病院にも通院が可能です。

こばやしじびか のやまいん くぼえきまへがんか まつのせいけいげか ひでうらいん なかやまいん
 小林耳鼻科 篠山医院 久保駅前眼科 松野整形外科 秀浦医院 中山医院
 やました
 山下ウィメンズクリニック 徳山中央病院 他

※遠方への受診又は受診が継続的になる場合や、入院時等は、ご家族により対応して頂きます。

11. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口



(1) 要望・苦情申立先

とうじぎょうしょ りょうそうだんまどぐち
 当事業所ご利用相談窓口

くじょうかいけつせきにしや 苦情解決責任者	しせつちよう ひろつ とおる 施設長 弘津 亨
くじょううけつけせきにしや 苦情受付責任者	しえんかちょう おかもと ひでき 支援課長 岡本 英樹

(苦情受付箱を設置しておりますのでご利用下さい。担当者が不在の場合は事務所までお申し込みください)

ご利用時間 8:15～17:00

(一部土曜・日曜・祝祭日・年末年始・その他事業所の休日を除く)

電話番号 0833-43-9810

ファックス番号 0833-43-7300

苦情解決第三者委員 神田忠二郎 (神田公認会計士事務所 所長)

電話番号 0833-43-3533

まつむらとしひで (MU設計徳山事務所 元所長)

電話番号 0833-71-2233

はぎわらひろこ (音楽活動主宰者)

電話番号 0833-43-7298

山口県福祉サービス苦情解決委員会

所在地 山口市大手町9-6 山口県社会福祉会館2階 電話番号 083-924-2837

※ その他お住まいの市町の福祉相談窓口にご相談ください。

(2) 虐待防止に関する相談窓口

ぎやくたいぼうしせきにしや ひろつ とおる
 虐待防止責任者 弘津 亨

ぎやくたいぼうしりょうそうだんまどぐちせきにしや おかもと ひでき
 虐待防止相談窓口責任者 岡本 英樹

ご利用時間 8:15～17:00

(土・日・祝祭日・年末年始・その他事業所の休日を除く)

電話番号 0833-43-9810

ファックス番号 0833-43-7300

障害者虐待相談窓口一覧

※県ホームページより引用

市町名	窓口	TEL	休日夜間 (TEL)
-----	----	-----	---------------



下関市	下関市障害者虐待防止センター	083-231-1959	083-231-1959
宇部市	宇部市障害者虐待防止センター (宇部市障害福祉課内)	0836-34-8522	0836-31-4111
山口市	山口市高齢・障害福祉課	083-934-2794	083-922-4111
萩市	萩市高齢・障がい支援課	0838-25-3523	0838-25-3131
防府市	防府市障害者虐待防止センター (防府市障害福祉課内)	0835-25-2121	0835-23-2111
下松市	下松市障害者虐待防止センター (下松市福祉支援課内)	0833-45-1835	0833-45-1700
岩国市	岩国市地域包括支援センター	0827-29-2566	0827-29-2566
岩国市高齢障害課		0827-29-2522	0827-22-2814
光市	光市福祉総務課	0833-74-3001	0833-74-3000 (22時まで) 0833-72-1400 (22時以降)
長門市	長門市障害者虐待防止センター (長門市福祉課内)	0837-23-1243	0837-22-2111
柳井市	柳井圏域障害者虐待防止センター	0820-52-2678	0820-52-2678
周防大島町			
上関町			
田布施町			
平生町			
柳井市社会福祉課		0820-22-2111	
周防大島町福祉課 (身体・知的)		0820-77-5505	



周防大島町健康増進課（精神）		0820-77-5504	
上関町保健福祉課※		0820-62-0184	
田布施町町民福祉課		0820-52-5810	
平生町健康福祉課		0820-56-7115	
美祢市	美祢市障害者虐待防止セ ンター	0837-56-1839	090-1184-783 0
美祢市地域福祉課	0837-52-5227		0837-52-1110
周南市	周南市障害者支援課	0834-22-8463	0834-22-8211
山陽小野田市	山陽小野田市障害者虐待 防止センター (山陽小野田市高齢障害 課内)	0836-82-1170	0836-82-1111
和木町	和木町地域包括支援セン ター	0827-52-2196	0827-52-2196
阿武町	阿武町障害者虐待防止セ ンター (阿武町民生課内)	08388-2-3115	08388-2-3110
広島県大竹市	市民生活部福祉課障害福 祉係	0827-59-2146	

12. 非常災害時の対応

(1) 非常時の対応

当事業所の非常時対応マニュアルに基づき、迅速かつ適切に対応いたします。

(2) 避難・防災訓練

年4回実施します。

防災設備

ア、	自動火災報知機（設備）	設置
イ、	防火扉	設置
ウ、	誘導灯	設置
エ、	ガス漏れ報知器	設置



オ、	ひじょうけいほう つうほうそうち 非常警報・通報装置	せつち 設置
カ、	しょうかせつび 消火設備	せつち 設置
キ、	すぷりんくラーせつび スプリンクラー設備	せつち 設置
ク、	しょうかき 消火器	せつち 設置

※消防法上の基準は全て満たしております。

※カーテン等は防災性のあるものを使用しております。

※震災等に備えて備蓄（食料・飲料水6日分）しております。

(3) 消防計画等

第1しょうせい苑消防計画を策定しております。

消防署への届出日 : 平成27年4月

防火管理者 : 相本 浩一

(4) 保険

事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。

加入保険会社 : 東京海上あんしん日動火災保険

加入保険内容 : 建物及び什器・備品に係る火災保険

加入保険会社 : 東京海上あんしん日動火災保険

加入保険内容 : 利用者の方の日常生活上の傷害保険

加入保険会社 : AIGスター生命（全国社会福祉協議会斡旋）

加入保険内容 : しせつの損害賠償保険

13. 当事業所ご利用に際しご留意いただく事項

利用されている方々の共同の生活の場としての快適性・安全性を確保するために、次にあげる事項についてご留意ください。

(1) 保護者等の面会について

面会は原則的に自由です。時間は概ね9:00～17:00までとさせていただきます。

但し、感染症の流行等で面会を制限させていただくこともあります。

面会を希望される方は職員にその旨ご連絡ください。

(2) 外出について

ア、外出は保護者からの申請書提出・事業所の承認により実施できます。

イ、身元引受人及び親族以外の方と外出をされる場合は身元引受人の許可をとってください。



- ウ、外出中の事故については、事業所は責任を負いません。
- オ、外出の開始及び終了時刻はできるだけ概ね9：00～17：00とします。
- (3) 持ち込みの制限
危険物、加熱器具、暖房器具、その他利用者もしくは他の利用者の方に危険であると当事業所が判断したものについては、持ち込みを制限することがあります。
- (4) 飲酒・喫煙について
喫煙は、当事業所内の決められた場所でお願ひします。尚、ライターやマッチなどの着火用品については安全のために職員管理とさせていただきます。但し健康面への責任は負いかねます。
酒類のお持ち込みはご遠慮ください。飲酒は行事等の定められた機会にお願ひします。
- (5) 食品等の差し入れ又は持ち込み
家庭等からの手づくり食品等の差し入れ又は持ち込みについては、利用者本人のものみに限らせていただきますが、できる限り控えていただき、原則として生もの・未加熱のものはご遠慮ください。
- (6) 他利用者との関係について
共同生活を送る上でお互いを尊重し合い、仲良くお過ごしください。他利用者に損害を与えた場合は、その賠償をしていただくこともあります。
- (7) 事業所内の設備の使用上の注意について
共同の設備でありますので、本来の用法により、大切に扱うようにしてください。
利用者の故意や過失により破損が生じた場合はその賠償をしていただく場合があります。
- (9) 貴重品について
貴重品についてはご自分で管理してください。自己管理において紛失や破損があっても、事業所は責任を負いかねますので、できる限り持ち込みはご遠慮ください。やむを得ず持ち込まれる場合で、自己管理の困難な利用者につきましては、希望により事業所にて管理をいたします。
- (9) 宗教活動・政治活動・営利活動
利用者の思想、宗教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動、及び営利活動はご遠慮ください。
- (10) 動物飼育
事業所内へのペット等動物の持ち込み及び飼育はできません。

平成29（2017）年12月作成